

第

4518
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 7月 3日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 資本的支出に投資促進税制は適用できる!?

Q：中古の機械に資本的支出をしようと思
っていますが、この費用は投資促進税制の対
象になりますか？

A：原則として、対象になりません。

【解説】

中小企業投資促進税制とは、中小企業等が
機械等を取得等した場合に、30%の特別償却と
7%の税額控除のいずれかを選択適用でき
るという制度（税額控除は資本金3,000万円以下
の法人に限られる）です。

平成24年度の税制改正では、対象資産が拡
充され、機械及び装置、器具及び備品、測定
工具及び検査工具、試験又は測定機器が対象
となっています。

ところで、この対象資産に資本的支出をし
た場合の費用が、この制度の対象になるかど
うかですが、これについては、国税庁のQ&A
で次のように取り扱われることとされており、
原則として、対象にならないとされています。

資本的支出は、既に有している減価償却資
産につき改良、改造等のために行う支出であ
ることから、原則として、この法律に規定す
る「取得し、又は、・・・製作して、これを
国内にある当該中小企業者等の営む・・・事
業の用に供した減価償却資産」に当たらない
と解することが相当です。

ただし、当該資本的支出の内容が、例えば、
単独資産としての機能の付加である場合など、
実質的に新たな資産を取得したと認められる
場合には、この規定を適用することができます。

